

## 障害者相談支援体制の整備に係る取組み②（障害者基幹相談支援センター・地域生活支援拠点）

### I 障害者基幹相談支援センター

#### 1 事業概要

- ・地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、従来の支援体制では対応が難しい支援困難ケースへの確実な介入と継続的な支援を確保することを目的として設置するもの。
- ・本市では、令和2年度に仙台市障害者基幹相談支援センター（以下、「基幹」という）を市直営で設置。令和6年10月から、（社福）ありのまま舎に業務を委託。

#### 2 事業実績（令和6年4月～令和7年1月末）

##### （1）総合的・専門的な相談支援の実施

地域における中核的な相談機関として、支援者支援により相談支援体制を強化していくために相談支援事業所等が対応する支援困難ケースを重点対象とした共同支援に取り組む。

##### ① 相談支援事業所等との共同支援（共同支援を行った事業所数 17 事業所）

相談支援事業所等が支援する困難ケースに対する共同支援を行い、支援者の支援力向上を図る。

##### ② 合同事例検討会の開催（開催回数4回 延参加者数109名）

医師やソーシャルワーカーをSVとする事例検討会を実施することにより、組織を超えて総合的かつ多角的な視点で実践的な助言を得る機会を確保し、支援者の育成を図る。

##### （2）地域の相談支援体制の強化の取組み

相談支援事業所等との関わりの中で、支援者の抱えている支援実施上の課題を把握し、各種研修等を企画・実施することにより、人材育成や支援の質の向上に取り組む。

##### ① 地域の相談支援事業所等に対する訪問等による専門的助言・指導（訪問事業所数 11 事業所）

相談支援事業所等の訪問により関係構築を図るとともに、事業所が抱える課題の解決に向けた助言を行う。今年度は、計画相談支援等に関する実態調査の結果を踏まえ、支援力向上に係るヒアリング調査を実施。

##### ② 計画相談支援実務担当者研修会（開催回数1回 参加者数40名）

計画相談支援に係る実務の円滑な実施のため、相談支援事業所を対象とした研修会を実施する。

##### ③ 宮城県相談支援従事者研修への協力（対応受講者数 初任研：37名・現任研：35名）

相談支援専門員の資格を取得するために必須の研修である当該研修に協力し、人材育成及び関係構築を図る。

##### （3）自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組み

仙台市障害者自立支援協議会等の各種会議体への参画等を通じて、多様な分野・領域の関係機関との連携の緊密化及び協働の促進に取り組む。

##### ① 仙台市障害者自立支援協議会への参画（会議体への参加回数 46回）

支援実践の中で把握した地域課題を共有し、解決のための必要な提案を行う。

##### ② 重層的支援会議や、ひきこもり支援連絡協議会等への参加（会議体への参加回数 10回）

事例の検討等を通じて、多様な分野の関係機関との連携の緊密化及び重層的な支援体制の構築を図る。

#### \* その他関連事業

障害者総合支援センターにおいて、「基幹相談支援センターサポート事業」を実施し、委託事業者による効果的かつ円滑な事業運営がなされるよう、サポートを行う。

#### 3 次年度の取組みの方向性

- ・令和7年度は、本事業を委託により通年実施する（受託者は、引き続き（社福）ありのまま舎）。
- ・令和8年度からは、複数年度の予算措置が認められたことから、改めて受託者を公募型提案審査方式により選定する予定。

## II 地域生活支援拠点

### 1 事業概要

- ・障害児者が地域の中で孤立することなく、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、緊急時における受入れ先の確保やネットワーク形成、チームによる個別支援等のコーディネートを担当する地域生活支援拠点（以下、「拠点」という）を整備することを目的に実施するもの。
- ・本市では、モデル期間を経て、令和3年度から本格実施に移行。公募型提案審査方式により選定し（特非）全国コミュニティライフサポートセンターに業務を委託。

### 2 事業実績（令和6年4月～令和7年1月末）

#### （1）緊急受入れに係る相談・調整

障害児者が、緊急且つやむを得ない事情により在宅での生活が困難になった際に、緊急受入れ先の調整・確保を行う。

##### ① 緊急受入れに係る相談（相談件数 108件）

関係機関等からの緊急受入れに係る相談に応じ、活用可能な社会資源の情報提供、必要に応じた緊急受入れ先の調整・確保等を行う。

##### ② 拠点における緊急用居室における受入れ（受入れ件数 36件）

緊急受入れ先が見つからない時、拠点において常時確保する緊急用居室において受入れを行う。

#### （2）緊急事態の予防等に向けた継続的な支援のコーディネート（支援延件数 255件）

緊急事態に至るおそれのあるケース等を事前に把握するとともに、当該ケースに対して関係機関との連携のもと、緊急事態に至らぬよう予防的な支援を行う。

#### （3）緊急受入れ施設とのネットワーク形成

緊急受入れが、地域の施設において広く実施できる体制の構築に向け、短期入所事業所やグループホーム等とのネットワークの形成を行う。

##### ① 短期入所事業所やグループホーム等の訪問（訪問事業所数 10事業所）

緊急受入れの受け皿となり得る施設を訪問し、支援の実施状況の把握や関係性の構築を図る。

##### ② 緊急受入れに係る技術的な支援（拠点実践報告会開催回数1回 参加者数14名）

短期入所事業所やグループホーム等を対象に緊急受入れに係る技術的な支援を行うため、対応のポイントや重要な視点等について研修を実施。

##### ③ 区障害者自立支援協議会への参画（参加回数 38回）

区自立支援協議会に参画し、関係機関と拠点における支援の状況、緊急受入れの実態及び連携体制等について共有を図る。

#### \* その他関連事業

拠点の取組みについて、評価・検証を行うため拠点運営会議を実施。今年度は、短期入所事業所やグループホーム等に対する緊急受入れに係る技術的な支援として行う拠点実践報告会の内容等について協議。

### 3 次年度の取組みの方向性

- ・緊急受入れのニーズに対しては、適切に対応がなされているが、そのほとんどが、拠点における緊急用居室における受け入れとなっている。
- ・地域の施設において広く緊急受入れが行えるよう、技術的な支援を継続するとともに、受入れ先となり得る施設、受入れに係る課題等の把握を進めていく。